

1-B 『第4類 危険物一般取扱所（危険物製造所）の基準』

（政令第9条第1項、第19条第1項）※赤文字 仕様について

①指定数量の倍数	10倍以下	10倍超～100倍未満	100倍以上
②保安距離	必要		
③保有空地	3m以上	5m以上	
	作業連続等ある⇒小屋裏に達する防火上有効な隔壁で減免 可能		
④標識・掲示板	必要 幅0.3m以上長さ0.6m以上・火気厳禁など		
建物構造等	⑤壁	不燃材料（延焼のおそれのある外壁⇒耐火構造 必要）	延焼なし：角波トタンなど 延焼有り：ALC版100・コンクリートブロックなど
	⑥柱・階段	不燃材料	鋼材塗装仕上など
	⑦床	不燃材料（液状危険物⇒浸透しない構造・傾斜・貯留設備 必要）	コンクリート素地
	⑧梁	不燃材料	鋼材塗装仕上など
	⑨屋根	軽量な不燃材料	折版屋根・ルーフデッキなど
	⑩窓 出入口	防火設備、ガラスを用いる場合は網入りガラス 無窓階判定～有効な開口部の床面積の1/30以上 延焼のおそれのある外壁⇒随時開放可能な自閉式の特定防火設備・窓は設置禁止 延焼なし：スチールドア（防火設備） 延焼有り：自閉式スチールドア（特定防火設備）	
⑪換気設備	必要（引火点40℃未満の危険物取り扱い等 蒸気の滞留するおそれのあるもの⇒強制換気） 防爆型有圧扇+ファイヤーダンパーなど		
⑫採光・照明	必要(照明器具のみでも可) 防爆型照明器具など		
⑬電気設備	電気工作に係る法令の規定による 防爆型電気設備		
⑭避雷設備	-----	必要（周囲の状況により設置省略可能）（10倍以上）	避雷設備 必要に応じて設置
⑮静電気除去設備	可燃性液体（第4類は特殊引火物、第一石油類・アルコール類・第二石油類） 接地方式など		
⑯配管	最大常用圧力の1.5倍以上の水圧試験 地上配管十分な強度・さび止め塗装等 地下配管は地面にかぶらない・コーティング等 錆止め塗装 必要		
⑰附帯設備（生産機械関係）	漏れ・溢れ・飛散 防止構造（災害防止の附帯設備の設置 可） 加熱・冷却等あるもの 温度測定装置 設置 直火 禁止（防火上安全な場所 又は 火災防止の附帯設備の設置 可） 圧力計 及び 安全装置		

⑱消火設備	著しく消火困難	<ul style="list-style-type: none"> 延べ面積1,000㎡以上 高さ6m以上で危険物を取り扱う設備を有するもの（高引火点除く） 部分規制の一般取扱所（他用途部分と開口部のない耐火構造の床・壁で区画されているもの、高引火点除く） 	必要（高引火点除く）	第3種泡消火設備+大型消火器+小型消火器
	消火困難	600㎡以上、1,000㎡未満 必要	必要（高引火点除く）	----- 大型消火器+小型消火器
	その他	上記以外		小型消火器
⑲警報設備	自動火災報知設置	-----	<ul style="list-style-type: none"> 延べ面積500㎡以上 部分規制の一般取扱所（他用途部分と開口部のない耐火構造の床・壁で区画されているもの、高引火点は除く） 	必要（高引火点除く） 自動火災報知設置 必要に応じて 自動火災報知設置 必要に応じて
	その他	-----	どれか1つ必要 電話・非常ベル・拡声装置・警鐘（10倍以上）	